

## 一般廃棄物処分業許可証

令和 6 年 3 月 1 8 日

住 所 鳥栖市蔵上町 5 8 7 番地 1  
氏 名 株式会社 篠原建設  
代表取締役 篠原 隆行 様

鳥栖市長 向 門 慶 人



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 2 4 条第 2 項の規定により次のとおり許可する。

許 可 番 号	第 2 号
市内を管轄する 営業所の所在地	鳥栖市河内町 2 5 4 9 番地
取扱廃棄物の種類	・木くず (詳細については裏面に記載) ・がれき類 ( " " )
収集運搬及び、 処 分 の 別	処分 (中間処理、最終処分)
営 業 の 区 域	鳥栖市内
許 可 の 期 限	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
許 可 の 条 件	<p>① 関係法令に従い処分を行うこと。</p> <p>② 作業計画に従い処分を行うこと。</p> <p>③ 毎月 1 0 日までに前月の処分実績報告書を必ず提出すること。</p> <p>④ ここでいう「がれき類」は鳥栖・三養基西部リサイクルプラザで引き取らない一般廃棄物で一般家庭から排出され、<u>個人が持ち込んだもの (裏面の品目)</u>に限る。</p> <p>⑤ リサイクル困難なものについてのみ最終処分とすること。</p> <p>⑥ 毎月 1 0 日までに前月の処分実績報告書を必ず提出すること。</p> <p>⑦ 不定期に行う立入調査に応じること。</p> <p>⑧ 市長が必要と認める指示に従うこと。</p>

## 1 取扱い廃棄物の種類

○木くず（根株、伐採木、末木枝条、草）

○がれき類（コンクリートブロック、スレート材、石膏ボード、瓦、レンガ）

## 2 施設概要

○木くず

施設の種類	破砕施設（固定及び移動式）
施設名	コマツBR200T
処理品目	木くず、草
処理方法	破砕
処理能力	800 m <sup>3</sup> /日（8H）
設置場所	河内町 2549

○がれき類

施設の種類	破砕施設 （固定及び移動式）	破砕施設 （固定式）	最終処分場 （管理型）
施設名	デンドマン NE250J	プasterボ	(株)篠原建設 処分場
処理品目	コンクリートブ ロック、スレート 材（石綿含有一般廃棄 物を除く）	石膏ボード	がれき類 （石綿含有一般廃棄物を除 く）
処理方法	破砕	破砕	最終処分
処理能力	1,792 t / 日	4 t / 日	392,596 m <sup>3</sup>
設置場所	河内町 2551-1	河内町 2551-1	河内町 2549 " 2551-1